

姫路市教育委員会会議録（令和４年１２月）

○ 日 時 令和４年１２月１５日（木）午後２時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後２時）

日程第１ 会議録署名委員の指名等

日程第２ 会期の決定

日程第３ 議事

議案第３７号 令和４年度姫路市一般会計補正予算（第６回 教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について

議案第３８号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について

日程第４ 報告

１ 市立山田小学校における庇のタイルの剥離・落下事案について

日程第５ 次回委員会開催日時等

日程第６ その他

○ 出席者（委員）西田教育長、森下委員、山下委員、角谷委員、中野委員

（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、平山学校教育部長、砂山生涯学習部長、干谷城内図書館館長、中上総務課長、岩崎学校施設課長、春名健康教育課主幹

（書記）島田総務課係長、多田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により中野委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております11月及び臨時会の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

(委員)

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思います。

教育長

- 議案第37号 令和4年度姫路市一般会計補正予算(第6回 教育委員会所管分)に係る臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (教育次長 議案第37号について説明)
令和4年度姫路市一般会計補正予算(第6回 教育委員会所管分)に関する意見の申出について、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第3条の規定に基づき教育長が臨時に代理しましたので、別紙のとおり報告し承認を求めるものでございます。
「第1表歳入歳出予算補正」でございますが、歳入予算につきましては、70款寄附金を3億791万5千円、85款諸収入を6万8千円、歳出予算につきましては、55款教育費を4億9,377万円をそれぞれ増額計上するものでございます。
内訳でございますが、補正予算事項別明細書の歳出をお開き願います。55款10項教育総務費15目事務局費につきましては、後ほど御説明いたします議案第38号の条例改正に伴う給与改定によって、教育長や一般職の報酬給与費について、9,302万7千円を増額補正するものでございます。23目保健体育費につきましては、学校給食会からの寄附金を原資として、姫路市学校給食費調整基金を設置するための経費で、3億798万3千円を予算計上するものでございます。15項小学校費、20項中学校費、25項高等学校費、30項幼稚園費、35項特別支援学

校費それぞれの10目学校管理費等につきましては、急激な円安の進行など、昨今の国際情勢の急激な変化により、電気料金及びガス料金が高騰し続けており、市立学校園の光熱費予算の不足が見込まれること、また、先ほどの事務局費と同様に、給与改定によって、用務員や調理員、教員に係る報酬給与費の補正を行う必要があることなどから、小学校費1億1,623万5千円、中学校費3,524万8千円、高等学校費8,288万4千円の減額、幼稚園費347万3千円の減額、特別支援学校費415万1千円を計上しております。38項文化振興費15目文化財保護顕彰費につきましても、給与改定によって、文化振興費内の事業を担う市職員の報酬給与費について、1,188万3千円を増額補正するものでございます。55目図書館費につきましても、市立学校園と同様に光熱費予算の不足が見込まれることから、増額分として940万円を予算計上するものでございます。43項生涯学習振興費15目生涯学習総務費につきましても、給与改定によって、一般職の報酬給与費について、100万3千円を増額補正するものでございます。45項青少年教育費15目青少年教育総務費につきましても、同じく、一般職の報酬給与費について、119万7千円を増額補正するものでございます。

前に戻りまして、補正予算事項別明細書の歳入をお開き願います。70款10項寄附金55目教育費寄附金につきましては、学校給食会の解散に伴い、残余財産を寄附金として受入れたことにより、3億791万5千円を増額いたします。85款諸収入90項雑入25目基金利子収入につきましては、姫路市学校給食費調整基金の基金利子収入として、6万8千円を増額いたします。

補足資料により、詳細について御説明いたします。まず、「学校給食関係経費の補正」でございますが、概要にございますとおり、姫路市の学校給食事業における学校給食用物資の確保に要する経費に充てるため、姫路市学校給食費調整基金を設置することにより、必要な予算を増額補正するものでございます。2の内容でございますが、歳入・歳出同額で、3億798万3千円でございます。歳入といたしまして、寄附金は3億791万5千円で、学校給食会の解散に伴い残余財産を寄附金として受入れるものでございます。基金利子収入につきましては、6万8千円で、積み立てた基金から生じる利子収入でございます。次に、歳出でございますが、学校給食費調整基金積立金として、学校給食会からの寄附金及び基金利子を基金に積み立てるものでございます。

次に、「物価高騰の影響による光熱費予算の補正」でございますが、概要にございますとおり、ウクライナ情勢の深刻化や円安の進行といった昨今の国際情勢の急激な変化により、電気料金及びガス料金が高騰を続けており、市立学校園、図書館の光熱費予算の不足が見込まれるため、増額補正するものでございます。2の内容でございますが、こうした原油高、円安の状況において増大する光熱費に対し、冬季の空調使用に対応するため、昨年度実績額からの増加率により、当初予算額に不足が見込まれる額を計上し、市立学校園、図書館あわせて、総額1億4,430万円を増額いたします。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、意見等も特にないようですので、お諮りいたします。
議案第 37 号 令和 4 年度姫路市一般会計補正予算（第 6 回 教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について

報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

（委員）

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め議案第 37 号は、報告のとおり承認しました。

教育長

- 次に、
議案第 38 号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。

（事務局）

- （総務課長 議案第 38 号について説明）
この条例につきましては、改正後の給与を本年中に速やかに支給するため、現在開会中の市議会定例会に議案として提出する必要があったことから、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき教育長が臨時に代理したので、それを報告し、承認を求めるものでございます。
「姫路市立学校職員の給与に関する条例」は、高等学校及び幼稚園の教育職員並びに指導主事の給与について定めたもので、このたびの改正は、国家公務員の給与改定を踏まえて、本市の職員と同様に教育職員においても、勤勉手当の支給月数を引き上げるとともに、給料表の改定を行おうとするものでございます。
2 の「改正の概要」でございますが、まず、(1)の「令和 4 年度の給与改定に関する改正」として、「勤勉手当の支給月数の改定」と「給料表の改定」がございます。アの「勤勉手当の支給月数の改定」につきましては、勤勉手当の 12 月期の標準支給月数を、再任用職員以外の職員にあつては 0.1 月、再任用職員にあつては 0.05 月引き上げようとするものでございます。イの「給料表の改定」につきましては、高等学校職員給料表及び指導主事給料表につきましては、県費負担教職員との均衡を図るため兵庫県の給料表に合わせて改正し、幼稚園職員給料表については、保育士との人事交流による均衡を保つため保育士に適用する本市の行政職給料表に合わせて改正を行おうとするものでございます。なお、高等学校給料表において、大卒初任給にあつては 3,400 円、高卒初任給にあつては 4,400 円を上げますほか、30 代半ばまでの職員が在籍する号給について、上げを行おうとするものでございます。次に、(2)の「令和 5 年度以降の給与改定に関する改正」についてでございますが、「勤勉手当の支給月数の改定」につきましては、本市の一般職の職員に係る取扱いに準じ、今回の改正で 12 月期勤勉手当 0.1 月引き上げ分の支給月数を 6 月期と 12 月期とで均等となるよう、その割振りを改めようとするものでございます。なお、勤勉手当の支給につきましては、「姫路

市立学校職員の給与に関する条例」において、「姫路市職員給与条例」の規定を準用することとされていることから、この改正条例において、これらの手当の支給に係る改正を行う必要はございません。

最後に、3の「施行期日等」でございますが、この条例は「公布の日」から施行し、改正後の条例の規定は、本年4月1日に遡って適用することとしております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

勤勉手当は、世間でいう賞与のことかと思いますが、100%の方が対象になりますか。勤勉手当が貰える人と貰えない人が出てきますか。

(答)

一般の会社でいう賞与にあたります。この表にあるように、12月期においては、期末手当1.2月、勤勉手当0.95月あり、それが1.05月になります。また、勤勉手当には、成績率があります。それは、勤務が良好、特に良好等の段階がございまして、それによってこの率が変わってきます。それと合わせまして、6月2日から12月1日までの期間率があり、その勤務の期間全て勤務しているか、或いは途中休職しているか等によって減ったりします。

(問)

勤勉率、勤勉手当の上下の振り幅はどのくらいありますか。

(答)

大きくは4段階あります。一般的には「良好」、標準が0.94月、一番いい時の「特に優秀」が1.02月、一番悪い「良好でない」が0.70月となり、その幅が勤務評価を参考に割り振られます。もう一つ期間率があります。6カ月の間にきちんと勤務しているかの評価をしまして、それが全くなければ0になります。6か月で100/100になりますが、15日単位で5/100から100/100まであり、率を掛け合わせて勤勉手当を支給することになります。

(問)

平均すれば大体この数字になりますか。

(答)

そうです。「特に優秀」ばかりとしますと、当然予算がありますので、予算の範囲内でその割り振りを決めて、標準的なこの率が0.95月になります。今回の12月期は、0.95月が1.05月になり、0.1月引き上げております。

(問)

評価の仕方は、各先生方が今期すごく頑張っただけで成果を残していったら増えるわけではなく、山がこれだけあるので、その中で配分しているということですか。

(答)

例えば、「特に優秀」を大体5～10%の職員にしており、一つの山を分けていくイメージです。

教育長

- それでは、意見等も他にないようですので、お諮りいたします。
議案第 38 号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定に係る臨時代理の承認について

報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め議案第 38 号は、報告のとおり承認しました。

教育長

- 次に、
報告事項の 1 市立山田小学校における庇のタイルの剥離・落下事案について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校施設課長 報告事項の 1 について説明)
これは、令和 4 年 12 月 6 日 (火) に山田小学校におきまして、校舎南側昇降
口の庇のタイルの一部が剥離し、落下するという事案が発生いたしましたので、
ご報告するものでございます。
1 事案の概要についてですが、令和 4 年 12 月 6 日 (火) 午前 11 時頃、市立山
田小学校 (姫路市山田町北山田 108 番地) において、校舎南側昇降口の地上高約
3.6 メートルの庇に設置しているタイル (延長約 18 メートル、高さ 60 センチ)
のうち、約 5 メートルにわたって、庇から剥離し、地面に落下したものです。落
下時には、当該箇所付近に児童・教員等がいなかったことから人的な被害はあり
ませんでした。直ちに、庇周辺部への立入禁止の措置を行いました。また、残存
するタイルの撤去工事を実施いたしました。当時の状況について現場写真を添付
しております。
次に 2 対応状況についてですが、
12 月 6 日 (火)
・事案の発生及び周辺箇所への進入防止措置行いました。
・関係課により対応の協議 (山田小学校、学校施設課、営繕課) をいたしました。
12 月 7 日 (水)
・PTA 会長及び連合自治会長へ説明をし、
・学校施設課職員による、全ての市立学校園の昇降口の庇及び校舎等のタイル張
り部分の総点検を開始いたしました。なお、点検は一昨日 13 日 (火) に全て
終了しております。
・庁内関係課への注意喚起として都市局営繕課から庁内システムにより喚起文書
を発出しております。
12 月 8 日 (木)
・文教・子育て委員会へ本事案を報告し、
・山田小学校の残存するタイルの撤去工事に着手いたしました。これは、他の出

入り口の底を含む全てのタイルを撤去しております。

12月9日（金）

・市長、教育長が現地を確認いたしました。

なお、総点検の結果についてでございますが、幼稚園33園、本事案の山田小を除き、義務教育学校前期を含む小学校68校、義務教育学校後期を含む中学校35校、高等学校3校、特別支援学校1校の全140校園のうち落下等の可能性があり直ちに対応が必要な学校が1校、経年劣化が進んでおり、経過観察が110校園ありました。直ちに対応が必要な学校については、点検時に周辺の立ち入り禁止措置をとっており、現在、補修工事を進めているところでございます。また、経過観察と判定した学校についても、経年劣化が特に進んでいるものについては、年度内を目途に修繕・軽工事等を実施いたします。

次に3原因についてですが、落下の原因は、当該箇所には振動等の圧力等が加わったことによるものではないことから、経年劣化により剥離し、落下したものと考えております。

次に4今後の対応についてですが、先ほども申し上げたとおり、落下等の可能性がある箇所につきましては、早急に工事等の対策を実施いたします。また、外壁工事等を含む老朽化対策をより一層強化いたします。

最後に本件事案につきましては、人的被害はなかったものの、発生した状況によっては児童に対し、被害が生じるといった大きな事故につながりかねないものであり、学校施設の担当として重く受けとめております。重ね重ねになりますが、不具合が認められた箇所については、対策工事を行うなど適切に対応してまいります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

経年劣化による剥離ということですが、今後の点検で具体的に何をどうするかについては、これから決められるのですか。

(答)

点検についてですが、今までは手の届かない所は目視等による点検を行っていましたが、今後は、もう少し長い打診棒を購入もしましたので、そういった物で点検を行ったり、ドローンでの点検も検討しております。

(問)

今まではこういったことはなかったのですか。

(答)

小さな庇の裏側のモルタルが落下するような事案は、かねてよりたくさん発生しております。ただ、今回は人命に関わるような大きな事故であったということで報告させていただきました。やはり、全ての学校のうち、多くの学校が老朽化しておりまして、築30年を経過している学校が全体の90%、築40年を経過している学校が70%に達しております。全体的に老朽化が非常に進んでおりますので、今後こういった老朽化対策を行いまして、このような事案が発生しないように取組んでまい

りたいと思います。

(意見)

どんどん傷んでいくばかりかと思えますので、小さなものでもこれまであったような内容については、点検をしていただいて、思わぬところで同じようなことが起こらないよう対策を行えばいいと思います。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承りたいと思います。

教育長

○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

(事務局)

○ 次回の定例教育委員会ですが、1月19日木曜日の午後2時に開催していただきたいと思えます。

教育長

○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、1月19日木曜日の午後2時00分に開催することに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、1月19日木曜日の午後2時00分に開催することといたします。

教育長

○ 以上で本日の案件は全て終了しました。
○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思えます。
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(報告)

机上に姫路市立高等学校在り方方針(案)の最終案をお配りしております。11月30日にお集まりいただき、森下委員においては、翌日御対応いただきましてありがとうございます。文言については、前回の教育委員会でいただいた御意見をもとに反映させました。また、主な変更点として、最後のスケジュールの所ですが、新設校については、令和8年度においては1年生だけ、令和9年度においては1年生と2年生、令和10年度以降は全学年揃うことが一目で分かるような形にしております。また、現在の3校については、令和8年度には1年生がいなくて2年生、3年生、令和9年度には3年生のみになり、令和10年度にはいなくなることが分かりやすい形にし、なおかつ、いつの時点で試験を受ける生徒から影響が出るのかをしるし等を付けて分かるような形で修正させていただきました。

教育長

○ 他に、報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[特になし]

教育長

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後 2 時 3 2 分)